

事業活動総合保険サービス規約

1. 補償の概要

事業活動総合保険サービスは、被保険者(補償の対象となる方)が補償期間中に、被保険者が所有する太陽光発電設備に係る損害を被り、それに伴い売電収入が減少した場合に保険金をお支払いする保険です。

2. 補償の内容等

◆保険の対象

- ・日本国内に所在する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者が占有する物件
- ・敷地外ユーティリティ(発電所の敷地外にあるケーブル等)設備

◆補償の内容

下記の①～⑨の事故により保険の対象が損害を受けた結果、売電収入が減少した場合に、三井住友海上火災保険株式会社より被保険者に保険金をお支払いします。

- ①火災、落雷、破裂、爆発 ②風災、ひょう災、雪災 ③水濡れ(②または⑧の事故に該当しないもの) ④騒擾、労働争議等
⑤航空機の墜落・車両の衝突等 ⑥建物外部からの物体の衝突等 ⑦盗難 ⑧水災 ⑨不測かつ突発的な事故

保険金の種類	お支払いする保険金の額	約定期間	免責時間
休業損害※1	1日あたり10,000円※2 ※3	30日	・風災、ひょう災、雪災24時間 ・水災24時間 ・敷地外ユーティリティ事故への損害24時間

※1 他社で同様の保険にご加入頂いている場合、この保険による保険金支払いは行われません。

※2 売電収入減少額が1日あたり10,000円に満たない場合、売電収入減少額×110%で算出し、1日1万円を限度にお支払いします。

※3 保険金請求の際には、根拠資料として事故による破損箇所の写真、エコめがねによる発電量計測データ等の提出が必要となります

◆保険金をお支払いできない場合

次のいずれかによる損害によって生じた損失については、保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- ・風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- ・保険契約者または被保険者が所有または運転する車両もしくはその積載物の衝突等による損害
- ・保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます)であって、保険の対象ごとに、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます)
- ・核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害

3. 被保険者(補償の対象となる方)

「エコめがね O&M アラカルト申込書」に記載された登録設備の所有者

4. 補償開始日時・保険期間

- ・エコめがね見守り代行アラカルト利用開始日の午後4時から補償開始となり、サービス利用契約期間中補償が継続されます。
なお、エコめがね見守り代行アラカルトを解約された場合は、解約日の午後4時をもって補償は終了します。

5. 万一、事故が発生した場合の手続き

- ・万一事故が発生した場合は、下記連絡先にご連絡下さい。

取扱代理店: 株式会社インシュアランスサービス

・電話番号: 0120-803-127 (事故受付サービス) 平日午前9時～午後5時(12月30日～1月3日は休業)

・メールアドレス: info_nttse@inss.jp

6. お申込みにあたってのご注意

・「エコめがね見守り代行アラカルト」付帯保険は保険契約者を株式会社NTTスマイルエナジー、取扱代理店を株式会社インシュアランスサービス、引受保険会社を三井住友海上火災保険株式会社とする事業活動総合保険の明細付契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。

・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは取扱代理店にお問合せいただくか、取扱代理店よりお渡しする事業活動総合保険「重要事項のご説明」をご確認下さい。